

事実婚についての調査書

令和 年 月 日

民生委員氏名 印
電 話 番 号

上記の事項についての調査結果は、以下のとおりです。

1 請求者 住 所
氏 名

2 調査結果

(1) 調査方法 ア 家庭訪問 イ 近所からの聞き取り

(2) 調査内容 ア 家族の状況 ()

イ 父（母）親の訪問

・有り（月 回）

・無し

・不明

ウ 父（母）親からの連絡

・有り（月 回）

・無し

・不明

エ 養育費、生活費の援助

・有り（月 回）

・無し

・不明

オ その他 特記事項 ()

(3) 事実婚についての意見

※事実婚とは

内縁関係の夫婦であって、戸籍上の届をしていないため、法律上の夫婦ではないが、社会通念上、当事者間に夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在する場合である。

また、事実婚は、原則として同居していることを要件とするが、別居していても、頻繁に定期的な訪問、かつ、生計費の援助がある場合あるいは、母子（父子）が税法上の扶養親族の取扱いを受けている場合には、児童扶養手当上は、事実婚が成立しているものとして取り扱われている。